

【家計急変申請用】

様式1 (その3-2)

年 月 日

福岡県知事 殿

高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（新入生前倒し給付）

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県の求めに従いその金額の全部又は一部を即時返還します。
- 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL	-	申請者氏名
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		
家計が急変した日	年 月 日		

上記「該当区分」で「イ」にチェックした場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、入学の日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	年 月 日		
氏名					
在学する学校	学校の名称	有明工業高等専門学校			
		○国立 ・ 公立			
		学校の種類・課程・学科：高等専門学校（1～3学年）			
※ 該当者のみ記入 過去に在籍していた 高等学校等及び専攻科 の在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, その者を除く。) ・離婚, 死別等により親権者が1名の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分) ※未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, 成人に達している場合 等

(2) 確認書類を提出する者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

【扶養親族等の状況について】		入学の日現在、生徒本人以外で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合、その状況を記入してください。						
扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程	給付金の申請の有無	備考	
	15歳以上23歳未満の兄弟姉妹	兄・姉 弟・妹	年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		兄・姉 弟・妹	年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		兄・姉 弟・妹	年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		兄・姉 弟・妹	年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		兄・姉 弟・妹	年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
23歳以上の扶養されている高校生等がいる場合は、以下に記入してください。								
続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程	給付金の申請の有無	備考		
兄・姉		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
※ 上記に扶養親族を記入した場合は、下記ア及びイの2人分の健康保険証の写しを、「健康保険証(コピー)貼付台紙」に貼付して提出してください(生徒本人が通信制の高校生等である場合は提出不要です)。 ア 生徒本人 イ 上記に記載した兄弟姉妹のうちいずれか1人(高校生等(通信制以外)である弟・妹を除く) ※ 「続柄」欄は、対象となる生徒本人を基準とし、該当するものに○を囲んでください。								

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 過去に在籍していた学校の在学期間について、記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (1)①又は③に該当するときは、保護者全員の確認書類を添付してください。
- ホ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の被扶養者、23歳以上の高校生等である被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。